

# コーポレート ガバナンス

## 基本的な考え方

SMBCグループでは、経営における普遍的な考え方として経営理念を定め、企業活動を行う上での拠りどころとして位置付けています。経営理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレートガバナンスの強化および充実を経営上の最優先課題のひとつとし、実効的なコーポレートガバナンスを追求しています。

## ガバナンス向上への取組

2002

- 三井住友フィナンシャルグループ(当社)を設立
- 取締役会内部委員会として、任意の人事委員会、報酬委員会、リスク管理委員会を設置

2005

- 取締役会内部委員会として、任意の監査委員会を設置

2006

- 業務の適正を確保する体制整備のため、経営理念および行動規範に則り、内部統制決議を行い、「内部統制規程」として制定

2010

- 財務内容の透明性及び投資家の利便性の一段の向上、資金調達手段の多様化等を目的として、ニューヨーク証券取引所に上場

2015

- 「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定・公表
- 社外役員を増員し、社外取締役5名、社外監査役3名の計8名に

2016

- 三井住友銀行頭取に加え、新たにSMBC日興証券会長が当社取締役に就任し、グループガバナンスを強化
- 取締役会の実効性評価を開始

2017

- 指名委員会等設置会社へ移行(社外取締役7名)。指名・報酬・監査の法定3委員会に加え、任意のリスク委員会を設置(法定3委員会の委員長は社外取締役に)
- 事業部門制・CxO制を導入し、新たなグループガバナンス体制を整備

2019

- 中核子会社である三井住友銀行とSMBC日興証券が監査等委員会設置会社へ移行
- 取締役を17名から15名に減員し、社外取締役比率が47%に上昇

2020

- リスク委員会の委員長に社外取締役が就任

2021

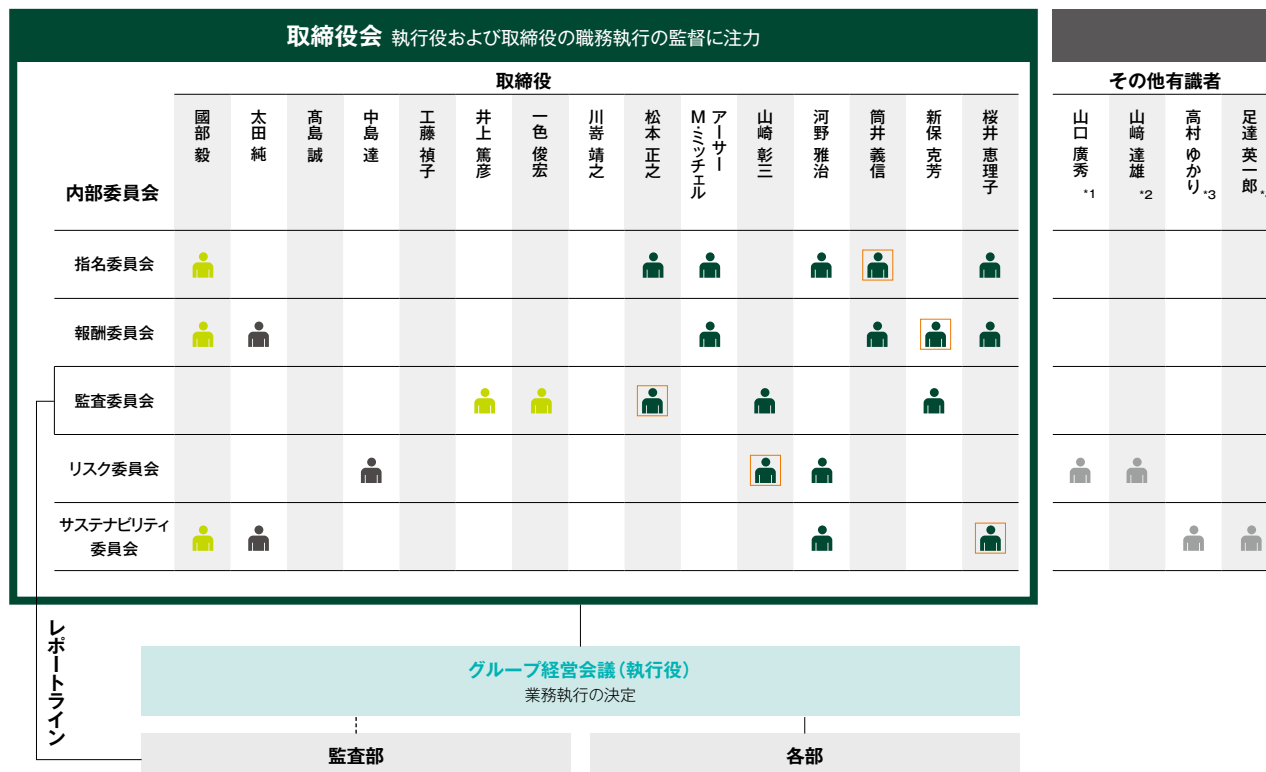
- グループCSuOを任命
- 任意のサステナビリティ委員会を設置(委員長は社外取締役に)

### 三井住友フィナンシャルグループの体制

当社は、組織形態として指名委員会等設置会社を採用しています。国際的に広く認知され、国際的な金融規制・監督とも親和性の高いコーポレートガバナンス体制を構築し、業務執行に対する取締役会の監督機能強化および業務執行の迅速化を図ることを目的としたものです。なお、中核子会社である三井住友銀行とSMBC日興証券は監査等委員会設置会社を採用しています。

当社は、実効的なコーポレートガバナンスの実現を通じて、不祥事や企業としての不健全な事態の発生を防止しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。コーポレートガバナンスに完成形はないものと考え、引き続き、継続的なコーポレートガバナンスの強化・充実に向け、不断の取組を進めることにより、実効性の一層の向上を目指しています。

### 取締役・内部委員会の構成



\*1 日興リサーチセンター株式会社社理事長、元日本銀行副総裁 \*2 国際医療福祉大学特任教授 \*3 東京大学未来ビジョン研究センター教授 \*4 株式会社日本総合研究所常務理事

# コーポレートガバナンス

## 取締役会

### ■ 取締役会の役割

当社の取締役会は、経営の基本方針等、法令上取締役会の専決事項として定められた事項の決定および執行役・取締役の職務執行の監督を主な役割としています。また、取締役会の監督機能の一段の強化および業務執行の迅速化等を目的として、法令上取締役会の専決事項として定められている事項以外の業務執行の決定を、原則として執行役に委任しています。

また、取締役会は、経営理念の実現、企業価値および株主の共同の利益の長期的な増大に努め、それらを損なう可能性のある行為に対して、公正に判断し、行動することとしています。

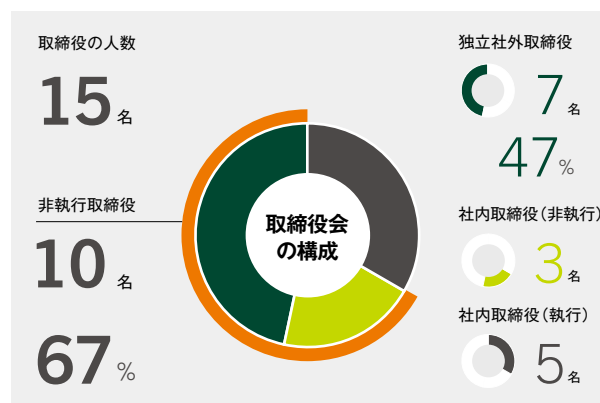
加えて、取締役会は、執行役による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うとともに、健全な経営を堅持していくため、会社法等に基づき、SMBCグループの業務の適正を確保するための体制を整備しています。さらに、独立した客観的な立場から、執行役に対する実効性の高い監督を行うことを責務のひとつと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を執行役の人事に適切に反映します。

### ■ 取締役会の構成

当社の取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なり、ジェンダーや国際性においても多様性を備えた取締役で構成しています。

2022年6月29日現在、取締役会は、当社が取締役会の機能を最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数と考える15名の取締役で構成されています。このうち10名が当社または子会社の業務執行を行わない取締役（うち7名が社外取締役）であるほか、取締役会の議長には、業務執行を行わない取締役会長が就任しており、執行役および取締役の職務の執行を客観的に監督する体制を構築しています。

また、社外取締役は、法定および任意で設置している各委員会の委員長または委員となっているほか、必要に応じ、コンプライアンス、リスク管理等に関する報告を担当部署から受ける等、適切な連携・監督を実施しています。



### 取締役会で審議された審議項目の例

● サステナビリティへの取組(サステナビリティ委員会設置等)	● ITインフラ/サイバーセキュリティ/決済基盤の安定供給
● 新型コロナウイルス感染症対策	● 資本政策
● DX化への取組	● 政策投資株式に関する対応
● インオーガニック戦略	● コーポレートガバナンス体制
● 人事施策	● 地政学リスク(ロシア・ウクライナ情勢等)
● 中期経営計画・業務計画進捗状況	

## ■ 取締役・執行役の選解任プロセス

当社は、取締役・執行役に対して、経営理念に示す価値を高いレベルで体現し、豊富な実務経験と高い能力、識見を備え、SMBCグループのさらなる発展に貢献することを期待しています。選任にあたっては、候補者がこれらの期待に応えることができるか、十分な時間をかけて指名委員会において審議しています。また、取締役・執行役が、職務を適正に遂行することが困難である場合等には、解任を検討します。



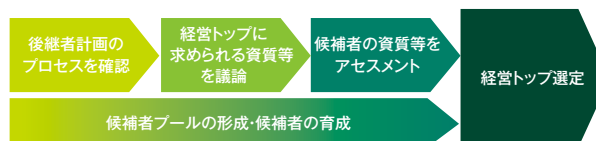
詳細は「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の参考4・参考5をご参照ください。

[https://www.smfg.co.jp/aboutus/pdf/cg\\_guideline.pdf](https://www.smfg.co.jp/aboutus/pdf/cg_guideline.pdf)

## ■ 経営トップの後継者計画

当社は、指名委員会で審議する事項のひとつに、経営理念や経営戦略の実現に直結するテーマとして、当社社長（グループCEO）および中核子会社である三井住友銀行頭取・SMBC日興証券社長の後継者計画を掲げています。将来の経営トップ育成のため、業務上のタフアサインメントや、第三者を交えたアセスメントやコーチングを通じ、十分な時間をかけ、計画的に候補者プールを形成します。潤沢な候補者の中から、広い視野や発信力等、グローバルな金融グループを牽引する資質を備えた、最もふさわしい経営トップを選定します。

### 経営トップ選定までのイメージ



## 取締役のスキル・マトリックス

	就任年	企業経営	金融	グローバル	法務・リスク管理	財務会計	IT/DX	サステナビリティ
國部 毅	2007	人	円	地球	法律	計算	パソコン	手
太田 純	2014	人	円	地球	法律	計算	パソコン	手
高島 誠	2017	人	円	地球	法律	計算	パソコン	手
中島 達	2019		円		法律	計算	パソコン	手
工藤 禎子	2021		円	地球	法律			手
井上 篤彦	2019		円		法律			
一色 俊宏	2021		円		法律			
川崎 靖之	2021	人	円	地球				
松本 正之	2017	人			法律			
アーサー M. ミッチェル	2015	人	円	地球	法律			
山崎 彰三	2017				法律	計算		
河野 雅治	2015			地球	法律			手
筒井 義信	2017	人	円					
新保 克芳	2017				法律			
桜井 恵理子	2015	人		地球				手

\* 対象取締役に対して特に期待する分野であり、対象取締役が有するすべての知見・経験を表すものではありません。



## コーポレートガバナンス

### 社外取締役のサポート体制

当社は、グループの事業活動および業務内容を深く理解していただくことが重要との考え方の下、社外取締役に対し、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識の提供、求められる役割を果たすために必要な機会の提供を継続的に行うこととしています。

2021年度は、右記の取組等を実施しました。

- 事業活動および業務内容の理解促進を目的として、中核子会社の部店長会議等、執行サイドの各種会議に参加したほか、グループ会社の拠点視察やグループ会社社長との意見交換を実施
- 社外取締役・担当部署との間で、「デジタルトランスフォーメーション」や「サステナビリティ関連の国際規制」等のテーマ別のインフォーマルな会合を開催
- 取締役会における議案の理解を促進するための枠組として、事前に議案内容の説明会を開催
- 外部専門家を講師として、社外取締役を対象とした「銀行法（業務範囲規制）」「ガバナンス」「サイバーセキュリティ」等に関する勉強会を実施
- 社外取締役へ適時適切に社内会議の様態等の情報提供を実施
- 社外取締役のみの会合開催

### 社外取締役の独立性に関する基準

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断するためには、現在または最近において、次の要件のいずれにも該当しないことが必要であると考えています。

1 主要な取引先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社・三井住友銀行（以下、当社等）を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者。</li> <li>・当社等の主要な取引先もしくはその業務執行者。</li> </ul>
2 専門家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社等から、役員報酬以外に、過去3年平均で、年間1,000万円超の金銭その他の財産を得ている法律専門家、会計専門家またはコンサルタント。</li> <li>・当社等から、多額の金銭その他の財産を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人その他の団体の一員。</li> </ul>
3 寄付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社等から、過去3年平均で、年間1,000万円または相手方の年間売上高の2%のいずれか大きい額を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。</li> </ul>
4 主要株主	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の主要株主もしくはその業務執行者（過去3年以内に主要株主もしくはその業務執行者であった者を含む）。</li> </ul>
5 近親者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げるいずれかの者（重要でない者を除く）の近親者。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 上記1～4に該当する者。</li> <li>(2) 当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員等の使用人。</li> </ul> </li> </ul>



詳細は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の参考6をご参照ください。

[https://www.smfg.co.jp/aboutus/pdf/cg\\_guideline.pdf](https://www.smfg.co.jp/aboutus/pdf/cg_guideline.pdf)

## 内部委員会

	主な役割	2021年度の開催回数 (平均出席率)	2021年度の活動内容
指名委員会	株主総会に提出する当社取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定するほか、当社および主な子会社の役員人事や、当社社長および三井住友銀行頭取・SMBC日興証券社長の後継者選定に関する事項等について審議します。	6回(100%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当社および子会社の経営基盤を支えるにふさわしい役員の選任や、経営トップの後継者計画につき、審議しました。</li> <li>●取締役のスキル(当社が特に期待する知見・経験)を再定義の上、新たなスキル・マトリックスを策定しました。</li> </ul>
報酬委員会	当社取締役、執行役および執行役員の報酬等の決定方針、ならびに、同方針に基づく当社取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を決定します。また、主な子会社の役員報酬等の決定方針、当社の執行役員等の個人別の報酬等の内容等について審議します。	6回(97%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●報酬委員会およびインフォーマルなセッションを重ねて、単年度業績連動報酬の評価方法を再検討し、2022年度の役員賞与から、定量的なESG評価を組み入れることを決定しました。</li> <li>●SMBCグループの競争力をさらに高める観点から、主な子会社の役員報酬体系の見直しについて審議しました。</li> </ul>
監査委員会	当社執行役および取締役の職務執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定等を行います。また、監査委員会の選定する委員が、当社および子会社の業務・財産の調査等を行います。	15回(100%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●監査方針・監査計画に基づき、重要な会議への出席、取締役および執行役等からの職務執行状況の聴取、社内各部署からの報告聴取や国内・海外拠点の往査等により、取締役および執行役の職務執行状況を監査しました。</li> <li>●監査委員会における審議結果の概要は、取締役会へ報告し、必要に応じて執行役等に対して提言や意見表明を行いました。</li> </ul>
リスク委員会	社外取締役を委員長とし、環境・リスク認識とリスクアベタイトの運営に関する事項、リスク管理にかかる運営体制に関する事項、その他リスク管理上重要な事項について審議し、取締役会に助言します。	4回(100%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ロシア・ウクライナ情勢の深刻化、新型コロナウイルス感染症拡大、米国の金利上昇等に対して、想定されるシナリオや当社への影響を議論したほか、気候変動リスクやモデルリスク等への取組について審議しました。</li> <li>●業務計画策定に向けて、トップリスクやストレステストを踏まえ、リスクアベタイトについて審議しました。</li> </ul>
サステナビリティ委員会	気候変動対策をはじめとしたサステナビリティ推進施策の進捗に関する事項、サステナビリティを取り巻く国内外の情勢に関する事項、その他サステナビリティに関する重要な事項等について審議し、定期的に取り締役に報告・助言します。	2回(100%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2050年ネットゼロに向けた当社コミットメントを踏まえ、「Net-Zero Banking Alliance」に加盟し、グローバルなルールメイクに関与していく必要性を審議しました。</li> <li>●温室効果ガス排出量の削減に向けたお客さまとの丁寧なエンゲージメントの重要性について認識を共有し、そのための社内体制整備に関して審議しました。</li> </ul>

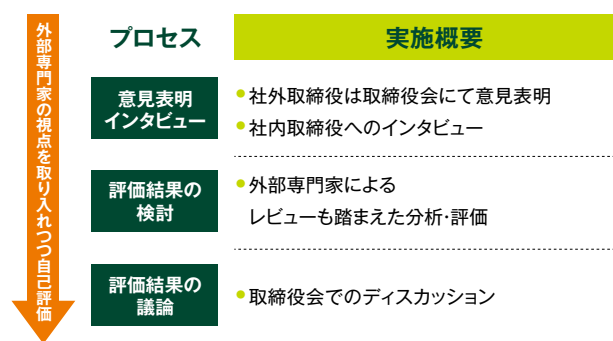
# コーポレートガバナンス

## 取締役会の実効性評価

当社は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の実効性評価」の項目において、取締役会は、その職務の執行が同ガイドラインに沿って運用されているかについて毎年、分析・評価を行うことを規定し、開示しています。

2021年度については、「コーポレートガバナンス・コード」および「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載されている以下の3点を中心に、2022年4月の取締役会において、すべての社外取締役（計7名）から意見を聴取した上、社内取締役への「社外取締役に期待すること」を中心としたインタビュー等も踏まえ、同年6月の取締役会において審議を行い、取締役会の職務の執行が同ガイド

ラインに沿って運用されているかについて、分析・評価を行いました。本評価については、その実施プロセスの各段階において、先進諸外国の知見を持つ外部専門家によるレビューを受けています。



## 実効性評価結果の概要

2021年度は、2020年度の実効性評価を踏まえた対応がなされ、取締役会での審議の高度化や実効性向上への努力の結果、十分な実効性を有している、あるいは従来よりも実効性が向上している、と評価しました。今回の実効性評価の結果や、一連のプロセスの中で各取締役から提示された多様な意見および外部専門家の推奨事項を踏まえ、社外取締役と社内の役職員の相互理解を推進するとともに、当社の企業価値向上のための本質的な課題を議論・解決していくことにより、さらなる実効性の向上に取り組んでいきます。

	2021年度の評価	2022年度の重点課題
取締役会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会では、当社の経営理念に掲げる考え方を実現するため、事業戦略等の重要事項に関し、さまざまなステークホルダーの利益を踏まえつつ、中長期的な企業価値向上に向け、社外取締役の高い専門性が発揮され、議論が活性化している。</li> <li>特に、2020年度は、社会・投資家からの要請である「サステナビリティ」をはじめとする重要テーマについて、各取締役会内部委員会の審議も有効な基礎となり、取締役会においても充実した議論が展開された。</li> <li>業務計画等の経営の基本方針や業務の執行状況は、経営会議等の執行側での議論状況を踏まえて、複数回にわたり、付議・報告され、適切に審議されており、監督機能を十分に発揮している。</li> </ul>	SMBCグループの将来像を見据えた「次期中期経営計画」の議論の充実や、SMBC日興証券の元役員・社員が金融商品取引法違反の疑いで逮捕・起訴され、同社も法人として起訴されたことを踏まえた、持株会社としての同社に対する重点的な監督等、社外取締役と社内の役職員の相互理解の下、取締役会としての役割を一層果たしていく。
取締役会の運営・社外取締役へのサポート体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案数や議案内容、議案ごとの審議時間は、概ね、適切な水準に設定されている。</li> <li>議長の適切な議事差配等により、引き続き活発な議論がなされている。</li> <li>当社を取り巻く経営環境が変化中、機動的な経営判断を行うとともに、監督機能を適切に発揮するために必要となる情報は、取締役会のメンバーを対象に、引き続き、適時適切に提供されている。</li> <li>社外取締役を対象とした勉強会や、取締役と執行側や会計監査人等との意見交換の場が適切に設定される等、取締役会が経営判断を行う上で、適切な支援体制が構築されている。特に、社外取締役と社内の役職員との意見交換会や社外取締役のみの会合の実施により相互理解が進むとともに、業務理解が深まり、取締役会の議論が一層活性化した。</li> </ul>	今後、社外取締役の知見を一層活かし、関連な議論を行うための取組として、主要なグループ会社の業務理解を深めるための情報提供や会合の設定が望ましい。
取締役会の構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社取締役15名のうち社外取締役が7名（いずれも2022年3月31日現在）と、全取締役に占める社外取締役の割合は4割を超え、引き続き、社外取締役の専門分野・ジェンダー・国際性等の多様性が認められ、社外取締役の立場から当社の経営について意見を述べやすい環境にある。</li> </ul>	取締役会の役割に照らして、指名委員会を中心に、あるべき構成について、継続的な検証・見直しを行っていく。

## 政策保有株式

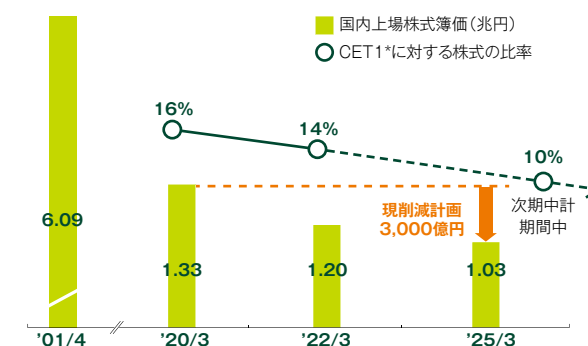
### ■ 政策保有に関する方針

- (1) 当社は、グローバルに活動する金融機関に求められる行動基準や国際的な規制への積極的な対応の一環として、当社グループの財務面での健全性維持のため、保有の合理性が認められる場合を除き、原則として、政策保有株式を保有しません。
- (2) 保有の合理性が認められる場合は、中長期的な視点も念頭において、保有に伴うリスクやコストと保有によるリターン等を適正に把握した上で採算性を検証し、取引関係の維持・強化、資本・業務提携、再生支援等の保有の狙いも総合的に勘案して、当社グループの企業価値の向上につながると判断される場合をいいます。
- (3) 政策保有株式については、定期的に保有の合理性を検証し、合理性が認められる株式は保有しますが、合理性がないと判断される株式は、市場に与える影響や発行体の財務戦略等、さまざまな事情を考慮した上で、売却します。

### ■ 政策保有株式の削減計画

大幅な株価下落をもたらすストレス環境下においても、十分に金融仲介機能を発揮できる財務基盤を確保する観点から、株価変動リスクの縮減に継続的に取り組んでいます。

2020年3月から2025年3月までの5年間で3,000億円を削減する計画を立てており、2022年3月までに1,220億円削減しています。



\* バゼルⅢ完全実施基準、除くその他有価証券評価差額金



詳細は、当社Webサイトをご参照ください。

<https://www.smfg.co.jp/company/organization/governance/structure/hold.html>

## SMBC日興証券の元役員・社員および同社の起訴について

SMBC日興証券の元役員・社員が金融商品取引法第159条第3項(違法な安定操作取引)違反の疑いで逮捕・起訴され、法人としてのSMBC日興証券も起訴されました。証券会社という立場にありながら、市場の信頼を損ねる事態を引き起こしたことについて、当社としても非常に重く受け止めています。

SMBC日興証券が設置した調査委員会から受領した調査報告書においては、同社が取り扱ったブロックオファー取引の対象株式について行われた自己勘定取引の法的問題点に関し、①公正な価格形成の観点、②投資判断に影響を及ぼす非公知情報の利用制限の観点、③証券会社による利益相反行為禁止の観

点、の各々の観点から、不適切かつ不公正な行為、あるいは慎重な検討・対応が必要であった行為等と評価されています。

当社としては、本調査結果を踏まえつつ、再発防止等の今後の対応策の策定・実行について、SMBC日興証券をしっかりとサポートするとともに、同社に対する経営管理上の課題について、真摯に検証を行ってまいります。

詳細は、SMBC日興証券のプレスリリースをご覧ください。

[https://www.smbcnikko.co.jp/news/release/2022/pdf/220624\\_01.pdf](https://www.smbcnikko.co.jp/news/release/2022/pdf/220624_01.pdf)



# コーポレートガバナンス

## 報酬制度

当社では、SMBCグループの経営理念や中長期的に目指す姿であるビジョンの実現に向け、次の2点を主な狙いとする役員等の報酬体系を構築するとともに、譲渡制限付株式を用いた株式報酬制度を導入しています。

- 1 SMBCグループの短期・中長期の業績と役員等の報酬との連動性を高め、業績に対する適切なインセンティブとして機能すること
- 2 株式による報酬の比率を高め、役員等の株式保有を進めることにより、株主との利益共有を進めること

### 役員等の報酬体系

■ 現金報酬 ■ 株式報酬 ■ 業績連動報酬

報酬の種類	支給基準(変動幅)・業績指標の内容	支給方法		
基本報酬	固定報酬	・ 現金		
賞与(現金)	年度業績連動(0~150%)*2 「基準額」×「SMFG/SMBCの年度業績・サステナビリティ実現への取組・個人の職務遂行状況等」	・ 現金:70% ・ 譲渡制限付株式:30%		
賞与(株式報酬II)	業績指標*3		評価ウェイト	
	SMBC 業務純益*4		前年比/計画比	50%
	SMBC税引前当期純利益	前年比/計画比	25%	
	SMFG 当期純利益*6	前年比/計画比	25%	
	ESG評価指標	評価ウェイト	±10%	
	社内目標達成率*5			
	主要ESG評価機関評価			
株式報酬I	中期業績連動(0~150%)*7 「基準額」×「SMFGの中期業績等」	・ 譲渡制限付株式		
	業績指標		評価ウェイト	
	財務項目		ROCE1	20%
			ベース経費	20%
			SMFG業務粗利益	20%
		SMFG当期純利益*6	20%	
	株式項目	TSR(株主総利回り)*8	20%	
	定性項目	お客さま満足度、ESGへの取組、従業員エンゲージメント、新規ビジネス領域への取組	±10%	
株式報酬III	(役員昇進時)	・ 譲渡制限付株式		



\*1 基本報酬の100%を上限とする  
 \*2 報酬委員会が、年度ごとに報酬額を決定する  
 \*3 業績指標に十分に反映されない事情を認める場合、経営環境に応じた適切な報酬とすべく、報酬委員会の審議で最大±5%の範囲内で評価に反映することがある  
 \*4 三井住友銀行の業務純益にSMFGグループ各社との協働収益等を加算  
 \*5 「SMBC Group GREEN×GLOBE 2030」に掲げる主要な社内目標の単年度の達成率  
 \*6 親会社株主に帰属する当期純利益  
 \*7 報酬委員会が、中期経営計画終了後に報酬額を決定する  
 \*8 報酬委員会が、中期経営計画対象期間中のTSRの相対的な評価により、目標達成度を算出する

■ 金融業としてのブルーデンス確保  
 マルス・クローバックの対象

## ■ 当社役員報酬の構成等

役員報酬は、原則、「基本報酬」「賞与」「株式報酬」で構成されており、経営環境や業績等を踏まえて変動する業績連動部分の比率の目安を40%程度としています。

### 単年度業績連動報酬

単年度業績連動報酬として、「賞与(現金)」と「株式報酬Ⅱ」を支給しています。業績指標は、経営の最終結果である「SMFG当期純利益」、主要な事業子会社の収益力を示す「SMBC業務純益」と「SMBC税引前当期純利益」の3指標を採用し、業績と役員等の報酬との連動性を高め、業績に対する適切なインセンティブとしての機能を担保しています。

2021年度実績:賞与(現金)・株式報酬Ⅱ					
業績指標		評価 ウェイト		実績	業績評価 係数
SMBC 業務純益	前年比/ 計画比	50%	➡	52%	113%
SMBC税引前 当期純利益	前年比/ 計画比	25%		32%	
SMFG 当期純利益	前年比/ 計画比	25%		29%	

### 中期業績連動報酬

中期業績連動報酬として「株式報酬Ⅰ」を支給しています。当社の中長期の業績と株主価値の向上等に対するアカウンタビリティ・インセンティブ向上のために、業績指標として「ROCE T1」「ベース経費」等を採用し、定性項目として「お客さま満足度」「新規ビジネス領域への取組」等を踏まえて決定しています。

これらの報酬体系や報酬水準は、第三者による経営者報酬に関する調査結果・経済・社会情勢・経営環境等を踏まえ、報酬委員会で決定しています。

## ■ ESG評価

役員等が、持続可能な社会の実現への貢献や、「SMBC Group GREEN×GLOBE 2030」の達成へのコミットメントを一層高めることを企図し、役員報酬には、「ESG評価」を採り入れています。これまでも、中期業績連動報酬における定性項目のひとつとして「ESGへの取組」を組み入れ、気候変動対応を含むサステナビリティ関連の長期目標の達成度等を役員報酬に反映させてきました。これに加え、2022年度より、単年度のESGへの取組について、温室効果ガスの排出削減量といった「SMBC Group GREEN×GLOBE 2030」に掲げる主要な社内KPIの単年度の達成度および主要な外部評価機関の評価結果に応じて、報酬委員会で評価を決定し、最大±10%の範囲で単年度業績連動報酬に反映させます。

## ■ 業務運営の健全性確保

株式報酬制度に基づき割り当てられる譲渡制限付株式を対象に、財務諸表の重大な修正やグループのレピュテーションへの重大な損害等の事象が発生した場合に、マルス(譲渡制限期間中の減額・没収)・クローバック(譲渡制限解除後の返還)を可能とする仕組を導入しています。

過度なリスクテイクの抑制、金融業としてのブルーデンス確保(健全性維持に向けた取組)を図っています。